

## 仁愛大学大学院長期履修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、仁愛大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条第3項および仁愛大学大学院人間学研究科規程（以下「研究科規程」という。）第5条の規定に基づき、長期履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限(2年)で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 有職者であって、職務上の事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者で、その事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- (3) その他特別の事情により著しく学修時間の制約を受ける者

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は、入学時から起算して3年または4年とする。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、入学試験時に長期履修の申込みをし、入学後指定した期日までに「長期履修申請書」(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、研究科長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号の該当者 在職証明書または在職が確認できる書類
- (2) 第2条第2号または第3号の該当者 当該事実または事情を証する書類または申立書

2 第1項の申請に対しては、研究科会議の議を経て、学長が許可する。

(履修期間の短縮)

第5条 長期履修を認められた者(以下「長期履修生」という。)が、在学中に申請事由が消滅した場合は、当該期間の短縮(長期履修の取り止めを含む。)を申請することができる。

2 前項の短縮を希望する場合は、指導教員の承認を得て、長期履修期間短縮申請書(様式第2号)を希望する修了予定年度の1月末日までに研究科長に申請しなければならない。

3 第1項の申請に対しては、研究科会議の議を経て、学長が許可する。

(長期履修の期間延長)

第6条 長期履修の期間は、延長することができない。

(長期履修生の授業料等)

第7条 長期履修生の授業料等は、大学院学則第36条の規定にかかわらず、標準修業年限に相当する授業料等の総額を長期履修期間の年数に分けて納付するものとする。

2 前項の授業料等の金額については、別に定める。

3 第5条の規定により長期履修の期間の短縮が認められたときは、第1項の規定により授業料等の額を再計算するものとする。なお、再計算の結果、授業料等の納付総額に不足が生じた場合は、短縮を認められた年度の指定された期間に不足額を納付するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科会議および評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年1月16日から施行する。

# 長期履修申請書

平成 年 月 日

人間学研究科長 殿

学籍番号 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり長期履修を希望しますので、仁愛大学大学院長期履修規程第 4 条第 1 項の規定に基づき申請します。

## 記

入学年月	修了希望年月	在学希望期間
平成 年 月	平成 年 月	年間
申請資格	第 2 条第 1 号	第 2 条第 2 号 第 2 条第 3 号
現住所	〒 TEL ( )	
勤務先名 所属部署 職名		
勤務先所在地	〒 TEL ( )	
指導教員 (未決定の場合は専攻主任)	印	

様式第1号(裏面)

長期履修の必要性


履修計画(履修科目および研究計画)

学年	履修予定科目(単位数)	研究計画の概要
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		

様式第2号

## 長期履修期間短縮申請書

平成 年 月 日

人間学研究科長 殿

学籍番号 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり長期履修の期間の短縮を希望しますので、仁愛大学大学院長期履修規程第5条第1項の規定に基づき申請します。

### 記

入学年月	平成 年 月
許可を受けた修了予定年月	平成 年 月 (期間 年間)
希望する修了予定年月	平成 年 月 (期間 年間)
長期履修期間の短縮を希望する理由	
指導教員承認	印